

**トマト・フラット35・50**  
(住宅金融支援機構提携型)

項 目	内 容
名 称	トマト・フラット35・50 (住宅金融支援機構提携型)
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 【フラット35】お申込時の年齢が70歳未満の方で完済時のご年齢が満80歳未満の方。</li> <li>2. 【フラット50】お申込時の年齢が44歳未満の方で完済時のご年齢が満80歳未満の方。(親子リレー返済をご利用される場合は、後継者の方の年齢となります。)</li> <li>3. 安定した収入がある方。</li> <li>4. 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方</li> <li>5. この住宅ローンとその他の借入金を合わせたすべての借入金の年間返済額の年収に占める割合が、一定の基準を満たしている方。</li> <li>6. 住宅金融支援機構への債権譲渡に異議なく承諾を得られる方</li> </ol>
お 使 い み ち	<p>お申込ご本人が所有し、ご本人または親族の方がお住まいになる、新築住宅建設資金、新築住宅購入資金、中古住宅購入資金、セカンドハウス建築・購入資金、借換えのための資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の床面積が、一戸建て住宅の場合：70㎡以上 共同住宅の場合：30㎡以上</li> <li>・敷地面積が100㎡未満の住宅でも対象となります。(ただし、建築基準法などにより、地域によっては敷地面積の下限が定められている場合があります。)</li> <li>・中古は、借入申込日において築後年数が2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅のことです。建築確認日が昭和56年5月31日(建築確認日が確認できない場合は、新築年月日が昭和58年3月31日)以前の住宅は、住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合していることが必要です。</li> <li>・住宅の安全性、居住性、耐久性について住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅。</li> <li>・【フラット50】については「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき「長期優良住宅」の認定を受けた住宅。</li> </ul>
ご 利 用 金 額	<p>【フラット35】100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費(購入価額)の100%以内。</p> <p>【フラット50】100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費(購入価額)の90%以内。</p> <p>【フラット35とフラット50の併せ融資の場合】 200万円以上8,000万円以下(1万円以下)でフラット35とフラット50の融資率の合計が建設費(購入価額)の100%以内。</p>

ご 利 用 期 間	<p>15年（申込みご本人または連帯債務者が満60歳以上の場合は10年、フラット50の場合は36年）以上で、かつ、次の①または②のいずれか短い年数（1年単位）が上限となります。</p> <p>①「80歳」-「お申込時の年齢※1、2（1歳未満切上げ）」</p> <p>※1 年収の50%を超えて合算した収入合算者がいる場合には、お申込みご本人と収入合算者のうち、年齢の高い方の年齢を基準とします。</p> <p>※2 親子リレー返済を利用される場合は、収入合算者の有無にかかわらず、後継者の方の年齢を基準とします。</p> <p>②35年（フラット50の場合は50年）</p>										
お 借 入 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利（ご融資金利は、店頭でご案内しています）</li> <li>お借入申込時の利率ではなく、ご融資実行時の利率が適用になります。</li> </ul>										
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い</li> <li>6ヶ月毎のボーナス返済（ご融資金額の40%以内）も併用できます。</li> </ul>										
担 保 ・ 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご融資対象物件及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。</li> <li>担保物件についてはすべて火災保険のご加入いただきます。なお、質権の設定は不要です。</li> <li>保証人は不要です。</li> <li>保証料は不要です。</li> <li>抵当権の設定など登記に必要な費用および火災保険手続に必要な費用は、別途お客様のご負担になります。</li> </ul>										
生 命 保 険	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、住宅金融支援機構の団体信用生命保険にご加入いただきます。</li> <li>選択される団信により、お借入利率に以下の金利が上乘せになります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="568 1312 1273 1559"> <thead> <tr> <th>団信の種類</th> <th>上乘せ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新機構団信（一般）</td> <td>借入金利±0%</td> </tr> <tr> <td>新機構団信（デュエット）</td> <td>借入金利+0.18%</td> </tr> <tr> <td>新3大疾病付団信</td> <td>借入金利+0.24%</td> </tr> <tr> <td>団信不加入</td> <td>借入金利▲0.20%</td> </tr> </tbody> </table>	団信の種類	上乘せ幅	新機構団信（一般）	借入金利±0%	新機構団信（デュエット）	借入金利+0.18%	新3大疾病付団信	借入金利+0.24%	団信不加入	借入金利▲0.20%
団信の種類	上乘せ幅										
新機構団信（一般）	借入金利±0%										
新機構団信（デュエット）	借入金利+0.18%										
新3大疾病付団信	借入金利+0.24%										
団信不加入	借入金利▲0.20%										
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的収入証明書（借入申込年度の前年度、及び前々年度）</li> <li>登記事項証明書（申込日前2ヵ月以内に発行されたもの。住宅建設の場合は土地登記事項証明書。住宅購入の場合は、土地建物登記事項証明書。）</li> <li>売買契約書または工事請負契約書等資金所要額が確認できる資料</li> <li>お客さまが新築・購入される住宅が一定の技術基準に適合していることを証明する適合証明書の交付を受けることが必要です。</li> <li>適合証明書の交付を受けるためには、適合証明業務実施機関による証券化支援事業に係る工事検査（設計検査及び現場検査）を受け、すべての検査に合格する必要があります。工事検査には、手数料がかかります。</li> <li>その他、必要書類については窓口にお尋ねください。</li> </ul>										

手数料（税込）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入れ時にお支払いいただく事務取扱手数料 33,000 円またはお借入金額の 2.20%</li> <li>・繰上返済手数料、条件変更手数料は不要です。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この住宅ローンは、住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用した長期固定金利の住宅ローンです。</li> <li>・当住宅ローン債権は、融資実行後、直ちに、住宅金融支援機構に対し譲渡されます。</li> <li>・住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件は変わりません。また、元利金のご返済、各種お届け等は、引き続き、当社お取引店に対し行なっていただきます。</li> </ul>
当社が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

※お申し込みにあたっては、当社の審査があります。審査の結果によってはお断りする場合があります  
のでご了承ください。 (2023年4月1日現在適用中)